

令和8年度事業計画

1 基本方針

本県の農地の担い手への集積率は、71.7%、耕地面積に占める機構活用率は、24.7%と全国上位の成果となっているが、担い手不足の地域や、耕作条件不利地域などで集積率や機構活用率に格差が生じている。また、遊休農地の解消、所有者不明農地の増加、農地の円滑な相続や承継など様々な課題に取り組む必要が生じている。

このため、担い手への農地集積・集約化の一層の促進や農地に関する諸課題の解決に向けて、令和5年4月に改正農業経営基盤強化促進法等が施行され、農地関連施策の抜本的な見直しの取り組みが始まり、令和7年4月から農地の集積・配分計画は、促進計画に統合された。

令和8年度は、引き続き各市町村が策定した地域計画（目標地区）の実現に向け取り組んでいくとともに、利用権設定等促進事業廃止による農地中間管理事業への移行や、順次期間満了を迎えている契約の更新（再設定）手続きが円滑に進むよう取り組む。

また、これらの課題に円滑に対応できるよう情報共有を密に行い、関係機関一体となり、担い手への集積・集約化の一層の進展を図るものとする。

2 機構集積・配分目標

目標：3,200 ha（内、新規増加分 500 ha）

3 活動計画

① 担い手への農地集積・集約化の一層の促進

- ・ 機構は、地域計画の策定主体であり農地行政の基本単位である市町村、農業委員会、農業協同組合及び土地改良区等との連携を密にして、地域計画の実現に向けて、一体的に業務を推進する。
- ・ 機構に、引き続き農地相談員を配置し、地域計画の実現に向けた市町村及び農業委員会の取り組みへの積極的な協力を行う。
- ・ 利用権設定等促進事業による農地の貸借から農地中間管理事業への移行を円滑に進めるとともに、遊休農地解消対策事業、所有者不明農地制度などを引き続き周知し、農地中間管理事業の活用を図る。

② 市町村毎の課題の抽出と対策の検討

- ・ 連絡協議会において諸課題に対する情報共有や対応方針の協議を行うとともに、課題を抱える市町村を中心に、国、県、機構他関係機関が推進キャラバンを行い、具体的な課題や対応策について協議を行う。

③ 農業委員会との連携強化

- ・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員等による農地中間管理事業の活用促進に向けて、農業委員会との連携を強化する。
- ・ 機構は、県農業会議や農業委員会が主催する農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会に協力する。

④ 基盤整備事業による機構活用の促進

- ・ 基盤整備実施地区において、農地中間管理事業を活用した農地集積・集約の推進を図る。
- ・ 特に、15年以上の農地中間管理権が設定された農地を対象に、農業者の費用負担を伴うことなく、基盤整備事業の実施が可能となる機構関連農地整備事業について、県や機構、市町村、土地改良区等が連携協力して事業の周知、活用を図る。

⑤ 担い手への機構活用の促進

- ・ 機構は、農業法人協会や農業者協議会の研修会などでの制度の周知や意見交換を行う。
- ・ 担い手同士の貸借農地の交換を推進し、集約化による担い手の作業の効率化を図る。

⑥ 広報活動の強化

- ・ 機構は、制度の見直し内容をはじめ、農地中間管理事業の利用促進を図るパンフレットを作成・配布するとともに、市町村やJA等の広報誌に継続してわかりやすい資料を提供し、掲載を依頼する。